

# Formula 海外コモディティ・デリバティブ 取引規程

## 第1章 総則

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、お客様とドットコモディティ（以下、「当社」といいます。）の間で行う『Formula 海外コモディティ・デリバティブ（フォーミュラ カイガイ コモディティ・デリバティブ）取引』（海外商品市場における取引）に関する権利義務を明確にするための取り決めです。

(契約締結前事前交付書面の交付)

第2条 契約締結前事前交付書面とは、Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引規程（以下、「本規程」といいます。）、「Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引ガイド」および「取扱銘柄一覧表」をさし、契約の締結前に事前に書面を交付します。

(契約の締結)

第3条 お客様は、前条の契約締結前事前交付書面の交付を受け、ご理解いただいた後、お客様と当社の間で Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引（以下、「本取引」といいます。）に係る契約（以下、「本契約」といいます。）を締結し約諾書を差入れます。

(定義)

第4条 本規程における用語の定義は、以下のとおりです。

- (1) 「海外取引所」とは、日本国外を所在地とする商品取引所をさします。
- (2) 「取次先業者」とは、当社がお客様の注文を海外取引所に取次ぎをする際に委託する会社をさします。
- (3) 「受入証拠金」とは、お客様からお預りしている証拠金の額をさします。
- (4) 「必要証拠金」(Initial Margin)とは、お客様が本取引により建玉をする際に必要となる証拠金の額をさします。なお、この必要証拠金は、海外取引所により銘柄ごとに定められた金額を基に当社が任意に設定できることとします。
- (5) 「維持証拠金」(Maintenance Margin)とは、本取引により建玉後、建玉を翌日以降に持ち越す際に必要となる証拠金をさします。
- (6) 「追証拠金」(Margin Call)とは、海外取引所の取引終了時において、「受入証拠金、

評価損益金（値洗）と決済損益金（帳尻）を合算した額」が維持証拠金額を下回り、建玉の維持を希望する場合に必要となる証拠金をさします。

- (7) 「最終取引日」とは、各海外取引所が銘柄ごとに定める各限月の取引ができる最後の取引日をさします。

(契約締結の確認)

第5条 当社は、本契約締結後、お客様に対し当該契約内容を明らかにする書面を交付します。

## 第2章 Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引口座

(取引口座の開設)

第6条 お客様は、本取引を行うにあたり、当社に Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引口座（以下「本取引口座」といいます。）の開設が必要となります。お客様は、以下の要件を満たす場合に、本取引口座の申込みを行うことができます。

- (1) 当社から開示する契約締結前事前交付書面について、ご理解の上、約諾書を差し入れること
  - (2) 一定以上の金融資産を有し、当社が指定する初回入金額を預託できること
  - (3) さまざまなリスク（Formula 海外コモディティ・デリバティブ取引ガイドを参照）が想定されるため、すべてのリスクを享受できること
  - (4) インターネットのご利用環境が整っていること
  - (5) メールアドレスを保有していること
  - (6) 生活（事業）に支障のない範囲の資金で取引を行うこと
2. お客様から本取引口座への申込みがあった場合、当社では、当社の審査基準（お客様ご自身の資力、投資経験等）にしたがい審査を行います。

(証拠金)

第7条 本取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号により定めます。

- (1) 新規の売付または新規の買付の注文を行うときは、あらかじめ、当社の定める証拠金の必要額以上の額を証拠金として、当社が定める方法により預託します
  - (2) 証拠金は、円による現金のみとし、外貨、有価証券はお預りしません
  - (3) 本取引に係る証拠金としてお客様が預託している金銭の引き出しもしくは返還については、当社の定める方法によります
2. 本取引は、米ドル建の取引となるため、海外取引所に必要証拠金を差し入れる際には、入金いただいた円を担保に必要証拠金相当額の米ドルを調達して差し入れます。当社では、預託していただいた円を担保に必要証拠金相当額分の米ドルを外国銀行から調達して、海外取引所へ差入を行います。よって、外貨を調達する際には「調達金

利」が発生しますので、その調達金利は、お客様負担となります。

(受入証拠金の入金および出金における送金手数料)

第8条 第4条に定める受入証拠金の入金・出金の送金手数料について、当社に入金の場合はお客様に送金手数料をご負担をいただき、当社からお客様への出金の場合の送金手数料は当社が負担します。

(本取引口座)

第9条 当該取引について転売または買戻を行った場合の損益金は米ドルにて処理され、授受する金銭は、すべて本取引口座内にて処理します。

### 第3章 取引に関する事項

(売買指示の制限)

第10条 当社は、本契約を締結した日から14日を経過した日以後、当該契約に基づく、お客様の注文を受け付けます。

(注文の取次の委託)

第11条 お客様は、当社が本取引に関する注文および本取引に関連する事務処理を、当社との間で契約を交わした当社指定の第三者に取次ぐことを、あらかじめ承認します。

(取扱商品)

第12条 お客様が本取引にて取引できる銘柄は、当社が定めるところとします。なお、取扱銘柄は、本取引取扱銘柄一覧表をご参照下さい。ただし、取扱銘柄は、予告なく増減する場合があります。

(取引日および時間)

第13条 お客様が本取引を利用できる日および時間は、当社が定めるところとします。なお、取引日、取引時間は、本取引取扱銘柄一覧表をご参照下さい。

(注文の指示)

第14条 本取引は以下のお客様からの注文入力(指示)により、執行を行います。

- (1) 「銘柄」、「限月」
- (2) 「売付け」または「買付け」
- (3) 「売付け」または「買付け」に係る価格、枚数および執行日時  
ただし、成行注文は価格の指定は行いません。

(注文指示の確認)

第15条 当社は、お客様からの注文の指示に対して、当該注文内容を明らかにする書面を都度交付します。

(注文の受付)

第16条 お客様は、本取引の注文を、本取引にかかる専用システム（以下「本システム」といいます。）からのみ行うものとし、システム障害が発生した場合も含め、電話、ファクシミリ、電子メール等、本システム以外からの注文は行うことができないものとします。

2. 本システムにおける注文の受付は、お客様が注文を入力後、その注文内容を当社が確認した時点をもって受付完了とします。

(注文の執行)

第17条 お客様の注文については、法令、諸規則および各海外取引所の約款等に従い、注文受付後速やかに執行します。

2. 注文の執行は、当社が定めた取扱時間内に限ります。
3. 当該銘柄の取引時間等の関係からお客様の発注日時と約定日時が異なる場合があります
4. 本取引は、先入先出（First in First out）により、建玉日時の古い建玉から決済を行います。よって、両建（りょうだて）や建玉を個別に指定して決済することはできません。
5. お客様の注文が、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前にお客様に通知することなくお客様からの注文の受付を停止する場合があります。また、既に受付した注文の執行を行わない場合があります。
  - (1) 注文の内容が本規程または当社の定めるルール等に違反する場合
  - (2) 注文が法令に照らして不公正な取引、相場操縦あるいは公正な価格形成を害するおそれがあると判断した場合
  - (3) その他、当社が取引の健全性に照らし不相当と判断した場合
  - (4) 海外商品取引所が定めている執行条件を満たしていない場合

(注文の変更および取消)

第18条 本システムを利用して行われた注文のうち、未成立の注文に限り本システムを利用して、これを変更および取消することができます。

(取引対象および返済方法)

第19条 本取引は、海外取引所に上場している商品価格にて取引されます。

2. 本取引の決済は、すべて転売もしくは買戻による差金決済とします。

(取引条件の変更)

第20条 本取引の取引条件は、当社の判断で変更を行う場合があります。

(建玉枚数の制限)

第21条 本取引による建玉の制限は、各国における海外取引所の規制当局や海外取引所にしています。しかし、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、建玉の制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく強制的に建玉を決済することで制限する場合があります。

2. 取引中の片建玉枚数や建玉をオーバーナイトする場合の片建玉枚数は、別途、定めるところとします。

(決済期限)

第22条 本取引における最終決済期限は、海外取引所が定めている最終取引日が属する月の前月末日とします。お客様は、当社が指定した日時までに決済をしない場合には、お客様の計算において当社が当該建玉を反対売買し、強制的に建玉を決済いたします。

(取引手数料)

第23条 お客様は本取引において、所定の取引手数料を負担します。また、本取引における取引手数料は、別途定めるところとします。

(取引手数料の徴収方法)

第24条 本取引における取引手数料の徴収方法として、新規取引成立時、決済時にそれぞれ取引手数料を徴収します。

(取引に関する報告)

第25条 お客様の本取引に係る注文の約定が成立したときは、建玉、証拠金等の残高を記載した報告書を送付します。

(強制決済の条件および期限の利益の喪失)

第26条 お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社は任意により、お客様が保有する未決済建玉の全部について、それを決済するために必要な反対売買を行うことができるものとします。

- (1) 取引の結果、証拠金不足が生じ、当社指定の日時までに入金確認ができなかったとき
- (2) 支払の停止または破産手続、再生手続、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき

- (3) お客様の本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発生されたとき
  - (4) お客様の本取引に係る債務またはその他一切の債権のいずれかについて差押、または競売手続の開始があったとき
  - (5) お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断したとき
  - (6) お客様が意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明したとき
  - (7) 住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき
  - (8) お客様が当社との本規程またはその他一切の取引のいずれかに違反したとき
2. 前号における反対売買の結果、お客様に債務が発生した場合には、当社からの通知、催告等がなくても直ちに債務をご弁済いただきます。

(未収金の発生)

第27条 お客様は、本取引による建玉の決済後、お預かりした証拠金以上の損失が発生した場合には、発生日当日中に当社が指定する銀行口座へ入金するものとします。

(遅延損害金の支払)

第28条 お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払いいただきます。

## 第4章 その他

(届出事項の変更)

第29条 当社に届け出ている氏名、住所もしくは勤務先名、勤務先住所およびその他事項に変更があったときには、お客様は、当社に対しすみやかにその旨を届け出る義務があります。

(通知の効力)

第30条 お客様の届け出た住所または事務所等へ当社が送付した本取引に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

(利 息)

第31条 当社は、本取引に関しお客様が当社に差し入れた証拠金、決済により確定した益金については付利しません。

(債権譲渡等の禁止)

第32条 お客様の本取引に係る債権は、これを他に譲渡、質入、権利設定等、相当する他の方法により処分することができません。

(報告書等の作成および提出)

第33条 国内外の裁判所その他公的機関（以下「公的機関等」と総称とします。）から強制力のある開示の命令を受けたもの、または、公的機関等から開示の要請を受け、当該「命令」または「要請」を行った公的機関等により要求される場合には、お客様に係る本取引内容その他を報告することがあります。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務があります。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものものとします。

(通話録音)

第34条 お客様は、お客様と当社社員の電話による会話について、会話のなされた時刻、会話の内容等が、当社の通話記録システムにより記録されていることを了承します。

(利用の解除)

第35条 次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社はお客様に対して事前に通知した上で、本取引を解除することができます。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合（ただし、未決済建玉がある場合にはこの限りではありません。）
  - (2) お客様が当社に虚偽の届出をした場合
  - (3) お客様が本規程に違反した場合
  - (4) 当社がお客様の本取引の利用を不適切と判断した場合
  - (5) 当社が本取引の運営を一時的に停止または廃止した場合
  - (6) お客様が本取引にかかる関係所規則に違反した場合もしくは違反するおそれがあると当社が判断した場合
2. 本取引を解除する場合、当社はお客様からお預りした証拠金の全額をあらかじめご登録いただいたお客様の銀行口座に振り込むことができるものものとします。

(適用法)

第36条 この規程は日本国の法律が適用されます。

(合意管轄)

第37条 お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所

とします。

(本取引のサービス停止)

第38条 当社は、本取引のサービスに対して、取次先の所在地国、日本の監督官庁からの命令・指導が行われた場合は、適切に対処します。その際、サービスの全部もしくは一部を停止させていただくことがあります。また、サービスを停止することとなった場合には、お客様の保有建玉を、当社が定めるサービス停止日までに反対売買により決済していただくことがあります。

2. 前項による決済において生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。

(規程の変更)

第39条 本規程は、必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社所定の方法により通知します。

(免責事項)

第40条 次の各号に掲げる損害および損失については、その責を負わないものとします。

- (1) 天災地変、政変、ストライキ、海外取引所の閉鎖・金融市場の混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、証拠金の預け入れまたは引き出し等が遅滞し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 海外取引所の閉鎖・金融市場の混乱等により、当社が取引に応じ得ないことにより生じる損失
- (3) 海外取引所の判断により注文執行された結果の取消または訂正されたことにより生じたお客様の損害
- (4) 休日または当社の取扱時間外のためにお客様の注文に応じ得ないことにより生じる損失
- (5) 国内の休日または当社の取扱時間時間外のために本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害
- (6) メールまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- (7) お客様、当社、取次先業者、取引等のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動等により生じた損害（当社の故意または重大過失に起因するものを除く）
- (8) お客様の錯誤、誤操作等、お客様の責めに帰すべき事由により約定した注文により生じた損害
- (9) インターネット回線またはサーバーの障害による情報伝達不備、情報伝達遅延等により発生した損失



(10) 当社が提供するすべての情報によって生じる損失

(その他)

第41条 本規程に定めのない事項については、海外取引所、法令等に基づき規定するものとします。

附 則：本取引規程は平成 21 年 11 月 1 日より施行します。